

岡崎市都市公園愛護会会則

(名称)

第1条 この会は、岡崎市都市公園愛護会（以下「愛護会」という。

(定義)

第2条 この会則において「都市公園」とは、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及び岡崎市が管理する緑地等をいう。

(目的)

第3条 愛護会は、都市公園の清掃、除草等維持管理に協力し、会員相互の親睦融和をはかりもって地域福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 愛護会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 都市公園の施設を愛護し、常に清掃、除草等をし、都市公園の美化に努めること。
- (2) 児童の公共施設への愛護心を育成し、都市公園の適切な利用発展をはかること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 愛護会の会員および団体数については次の通りとする。

- (1) 愛護会の会員は、第3条の趣旨に賛同する町内会、子供会等の会員をもって組織する。
- (2) 愛護会は、原則として1都市公園1団体とする。ただし、面積1ヘクタール以上の公園においてはその限りではない。

(結成の届出)

第6条 愛護会を結成する場合は、指定の様式による都市公園愛護会結成届を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 愛護会の届出内容に変更があった場合は、指定の様式による都市公園愛護会変更届を市長に提出しなければならない。

(活動報告)

- 第8条
- 1 愛護会は、指定の様式による作業報告書を提出しなければならない。
 - 2 愛護会は、指定する期限までに作業写真（作業前、作業中、作業後）を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第9条 愛護会を廃止するときは、指定の様式による都市公園愛護会廃止届を市長に提出しなければならない。